



議会報告 119 2006年1月25日



発行 / 日本共産党  
那珂市議会議員  
**木村 静枝**  
菅谷 4494-1  
TEL/FAX 029-298-2064

国民の立場でわかりやすく  
真実を報道し解決策を示す

**しんぶん 赤旗**

日刊 2900円 / 日曜版 800円  
ぜひお読みください

# 2006年 ひとり一人の国民が 政治にとりくむ年に!!

## 日本国憲法

### 第二章 戦争の放棄

#### 第九条

一、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



## 日本の宝



今「日本国憲法九条」の二項を削除し、変えようとする動きがあります。  
海外での武力の行使の「歯止め」となってきたのが憲法九条、とりわけ「戦力不保持」と「交戦権の否認」を定めた九条二項です。この「歯止め」をとりはらわれてしまえば「海外派兵」「集団的自衛権の行使」「国連軍への参加」など、海外での武力の行使に道が開かれてしまいます。  
日本をアメリカとともに「戦争をする国」に変えることは、平和をこわし、世界から孤立する道です。憲法改悪を許さない国民的運動を大きくしていきましょう。

## 菅谷・額田保育所まで民間にまかせろ？

### 指定管理者制度

平成15年6月に地方自治体の改正により「公の施設」の管理について、「管理委託制度」から「指定管理者制度」に変わることになります。民間への委託化、経費節減が最優先されています。すでに実施している自治体では施設利用料の引き上げや労働者の雇用不安定、低賃金、労働条件の悪化などの問題も起きています。

平成18年9月1日までに「公の施設」を民間に任せるか市直営で行うか選択することになります。那珂市は「公の施設」を直営 指定管理者制度を検討する施設 合併協定項目による検討施設に分け、今後議会の議決も経て管理者を指定していきます。

検討される施設には菅谷・額田の両保育所をはじめ、福祉や文化、スポーツなどの施設、44カ所が民間団体や企業に委ねられようとしています。

12月の議会にこの条例が提案されましたが、木村静枝議員は「税の効果的な使われ方という点では評価されてよいが、利益優先で安全があるそかになり、公平、公正、中立性にも疑問を感じる。また労働者の雇用が不安定になり、賃金の引き下げなど労働条件の悪化が懸念される」と反対しました。

### 「福祉タクシー」実現間近か！

那珂市は平成18年度より、電車やバスでの外出が困難な障害者や高齢者に対して、福祉タクシー券の交付（年間600円枚を48枚）を検討しています。

また、「福祉タクシー」利用金額に制限があることなどから、特例措置によるセダン型等の車両を利用した社会福祉法人やNPO法人の実施する「福祉有償運送サービス」を同時に促進するとしています。一日も早く実現するといいいですね。

## 木村静枝の

### 一般質問

#### 介護保険料が1000円アップ

##### 今度の改正で

介護保険法がはじまって5年。2005年6月、その見直しがされ改正されました。その内容は 施設入所者へのホテルコストとして居住費や食費の全額自己負担 「新予防給付」の導入などによる軽度者のサービス切り捨て 老人保健等で無料で行ってきた高齢者の保険・福祉事業を地域支援事業として介護保険に取り込むというものです。

これらの改正のねらいは、高齢者福祉ではなく、財源抑制のためのサービスの切り捨てと、負担の国民への転嫁であり、これが実施されると高齢者とその家族に多大な負担がかかってくるようになります。

木村静枝議員は「すでに2005年10月からホテルコストとして居住費や食費は全額自己負担となっているが、どの位の負担増になるのか。また、那珂市の介護保険料はいくらになるのか」と質しました。

保険福祉部長は「特養施設へ入所の場合、施設によっても違いますが、第4段階（市民税非課税以外）の人では、現在一ヶ月の費用が月額5万2515円が、8万570円から12万7230円となる。また、介護保険料は基準額で現在2540円が3530円程度となり約1000円の値上げになる」との答弁でした。

木村議員は「これでは介護保険料を滞納する人が増えるばかりではないか。市として減免制度は考えていないのか」との質問に、保険福祉部長は「現在、介護保険料が納められない、介護サービスを受けられないという話は聞いていないので、国の基準に合わせて現在5段階であるものを6段階にする予定である。保険料については、負担をお願いしたい」と

というつれない答弁でした。

「地域包括支援センター」は、上記のと を実施するために2006年4月から、自治体に設置することが義務付けられた機関です。国のセンター設置のねらいは、介護保険の給付を削減するための拠点づくりと考えられています。センターには社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師が配置されることになっています。直営、委託、どちらとも可能としています。

木村議員は「市内何カ所にできるのか。また、人材は確保できるのか」と質しました。保険福祉部長は「市内を三つの日常生活圏域に分け、それぞれの区域の在宅介護支援センターを委託法人の中から選出する考えである。平成18年度、19年度は、予算、人員確保の面から、市役所に一ヶ所直営で設置し、日常生活圏域ごとに、三ヶ所のサブセンターを設置したいと考えている。サブセンターについては、基本的に保健師を除く2名の合意を求めている」とのことでした。

#### 介護保険料（中間報告）

第3期（見込）（11月調べ）	
那珂市	3,530円
（今までは）	2,540円
茨城県平均	3,600円
全国平均	4,000円
水戸市	4,100円
ひたちなか市	3,505円
東海村	4,232円
常陸太田市	3,560円
常陸大宮市	3,543円

#### 日本共産党「なんでも電話相談」（無料）

市政への注文、なんでも生活相談、医療、子育て、その他でお悩みの方、お気軽にお電話下さい。もちろん個人の秘密は厳守します。

電話 029-298-2064

那珂市議会議員 木村 静枝

